

イノバセル株式会社

定 款

令和3年1月5日	設 立
令和3年4月29日	一部変更
令和3年7月1日	一部変更
令和4年3月30日	一部変更
令和4年11月7日	一部変更
令和5年3月30日	一部変更
令和5年9月21日	一部変更
令和6年10月10日	一部変更
令和7年3月27日	一部変更
令和7年12月18日	一部変更
令和8年2月21日	一部変更

イノバセル株式会社

定款

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、イノバセル株式会社と称し、英文では Innovacell Inc.と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 医療関連技術の研究開発及び研究開発の受託並びに開発技術の特許販売
2. 医薬品及び医療用器材の研究開発、製造、輸入及び販売
3. 医療用機械器具の研究開発、製造、輸入及び販売
4. 医薬品の開発に関わる情報提供事業
5. 投資事業及びコンサルティング事業
6. 前各号に附帯関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都品川区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、133,300,000株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（招集）

定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第 13 条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

第 14 条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役又は代表取締役が指名した他の取締役が招集し、議長となる。代表取締役が複数あるときは、代表取締役のうち予め取締役会の定めた者がこれを招集し、議長となり、又は他の取締役を招集権者及び議長として指名する。上記の代表取締役が株主総会を招集しもしくは議長となることができないとき又は他の取締役を指名できないときは、他の取締役が、予め取締役会において定めた順序により、株主総会を招集し、議長となる。

第 15 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第 17 条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 18 条（取締役の員数）

当社の取締役は、7 名以内とする。

第 19 条（取締役の選任）

取締役の選任決議は、株主総会の決議によって、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 20 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役又は前任者の任期の満了する時までとする。

第 21 条（代表取締役及び役付取締役）

当社は、取締役会の決議により、代表取締役 1 名以上を定める。

2. 当社は、取締役会の決議により、役付取締役 1 名以上を定めることができる。

第 22 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役又は代表取締役が指名する他の取締役が招集し、議長となる。代表取締役が複数あるときは、代表取締役のうち予め取締役会の定めた者がこれを招集し、議長となり、又は他の取締役を招集権者及び議長として指名する。上記の代表取締役が取締役会を招集しもしくは議長となることができないとき又は他の取締役を指名できないときは、他の取締役が、予め取締役会において定めた順序により、取締役会を招集し、議長となる。

第 23 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第 24 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 25 条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 27 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 28 条（取締役の責任の一部免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項に定める賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 29 条（監査役の員数）

当会社の監査役は、4 名以内とする。

第 30 条（監査役の選任）

監査役の選任決議は、株主総会の決議によって、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

第 31 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 32 条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 33 条(監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第 34 条(監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 35 条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 36 条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 37 条 (監査役の責任の一部免除)

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項に定める賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

第 38 条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 39 条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 40 条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

第 41 条（会計監査人の責任の一部免除）

当社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項に定める賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

第 42 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。

第 43 条（剰余金の配当等）

当社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
3. 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。
4. 未払の配当金には利息を付さないものとする。